

住居表示関係資料集 I

法令編 追録

平成14年2月に本書「法令編」を発行してから11年を経過しまして、住居表示整備事業に関する法令にも多くの改廃が見られるところです。

しかし、「法令編」が編集の目的としました“住居表示に関する法律を巡る国の解釈と各種の指示を整理、記録しておく”という観点からは、編集の内容に基本的な変更はありませんので、本書の“改訂”は予定しておりません。

但し、特に第2部の条文ごと解説において参照資料として掲載した各種の法令・条文の改廃につきましては、それに対応する新法令・条文を確認する必要がありますので、本書に掲載した範囲内で資料化することにしました。

収録に当っては、本書の頁に沿って、対応する新法令・条文を掲載する方法を基準としております。

本書ご参照の資料として、併せてご活用いただければ幸いです。

平成25年3月

スリーエム技研住居表示研究所

〒244-0816

横浜市戸塚区上倉田町481番地1

Phone&Fax 045(864)3434

目 次

⇒ P. 148	<法第 2 条関係>	※ 用語の意義：「住所若しくは居所」関係	1
● 民法	[抄]	-----	1
● 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	[抄]	-----	1
● 会社法	[抄]	-----	2
⇒ P. 167	<法第 5 条関係>	-----	3
● 地方自治法	[抄]	-----	3
⇒ P. 203	<法第 5 条関係>	-----	3
□ 神奈川県における権限委譲（事例紹介）	-----		3
⇒ P. 223～225	<法第 6 条関係>	-----	4
○ 住居表示に関する法律の施行に伴う外国人登録事務取扱について	-----		4
⇒ P. 228～P. 234	<第 6 条関係>	※ 不動産関係法令	4
● 不動産登記法	[抄]	-----	4
● 不動産登記令	[抄]	-----	8
● 不動産登記規則	[抄]	-----	10
⇒ P. 235～P. 240	<第 6 条関係>	※ 会社法・商業登記等関係法令	14
● 商法	[抄]	-----	14
● 会社法	[抄]	-----	15
● 有限会社法	-----		19
● 商業登記法	-----		19
● 商業登記規則	-----		21
● 民法	-----		22
● 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	[抄]	-----	22
● 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	[抄]	-----	24
⇒ P. 247	<法第 7 条関係>	-----	25
● 登録免許税法施行規則	[抄]	-----	25
⇒ P. 262	補正資料 <法第 9 条関係>	-----	26
● 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律	[抄]	-----	26
● 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の 技術の利用に関する法律施行規則	[抄]	-----	28

⇒ P.148 <法第2条関係> ※用語の意義：「住所若しくは居所」関係

● 民法 [抄]

明治 29. 4. 27 法律第 89 号

(関係の改正：平成 16. 12. 1 法律第 147 号)

第一編 総則

第二章 人

第三節 住所

(住所)

第22条 各人の生活の本拠をその者の住所とする。

(居所)

第23条① 住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。

② 日本に住所を有しない者は、その者が日本人又は外国人のいずれであるかを問わず、日本における居所をその者の住所とみなす。ただし、準拠法を定める法律に従いその者の住所地法によるべき場合は、この限りでない。

(仮住所)

第24条 ある行為について仮住所を選定したときは、その行為に関しては、その仮住所を住所とみなす。

● 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 [抄]

平成 18. 6. 2 法律第 48 号

第一章 総則

第一節 通則

(住所)

第4条 一般社団法人及び一般財団法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

<法第2条関係>

● 会社法 [抄]

平成 17.7.26 法律第 86 号

第一編 総則

第一章 通則

(法人格)

第3条 会社は、法人とする。

(住所)

第4条 会社の住所は、その本店の所在地にあるものとする。

⇒ P.167 <法第5条関係>

● 地方自治法 [抄]

昭和 22. 4. 17 法律第 67 号

(関係の改正：平成 23. 8. 30 法律第 105 号)

第二編 普通地方公共団体

第十四章 補則

[市町村区域内の町又は字の区域・名称]

第260条① 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

② 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

③ 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

⇒ P.203 <法第5条関係>

□ 神奈川県における権限委譲（実例紹介）

※ 平成 23. 8. 30 法律第 105 号により地方自治法第 260 条が改正（都道府県知事から市町村長への権限移譲）されたことにより、本頁全文は実務の参照資料ではなくなった。

⇒ P. 223～225 <法第6条関係>

○ 住居表示に関する法律の施行に伴う外国人登録事務
取扱について

※ 平成24年7月9日外国人登録法が廃止されたのに伴い、ここに収録した「昭
37.12.5 法務省管登合第814号 法務省入国管理局長から都道府県知事あ
て」は、実務上の参照資料ではなくなった。

⇒ P. 228～234 <第6条関係> ※ 不動産関係法令

● 不動産登記法 [抄]

平成16.6.18 法律第123号
(明治32年法律第24号の全部改正)

第一章 総則

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号
に定めるところによる。

- 一 不動産 土地又は建物をいう。
- 二 不動産の表示 不動産についての第27条第1号、第3号若しくは第4号、
第34条第1項各号、第43条第1項、第44条第1項各号又は第58条第1項
各号に規定する登記事項をいう。
- 三 表示に関する登記 不動産の表示に関する登記をいう。
- 四 権利に関する登記 不動産についての次条各号に掲げる権利に関する登記
をいう。
- 五 登記記録 表示に関する登記又は権利に関する登記について、一筆の土地
又は一個の建物ごとに第12条の規定により作成される電磁的記録(電子的方
式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作
られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

- 以下同じ。)をいう。
- 六 登記事項 この法律の規定により登記記録として登記すべき事項をいう。
- 七 表題部 登記記録のうち、表示に関する登記が記録される部分をいう。
- 八 権利部 登記記録のうち、権利に関する登記が記録される部分をいう。
- 九 登記簿 登記記録が記録される帳簿であって、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。)をもって調製するものをいう。
- 十 表題部所有者 所有権の登記がない不動産の登記記録の表題部に、所有者として記録されている者をいう。
- 十一 登記名義人 登記記録の権利部に、次条各号に掲げる権利について権利者として記録されている者をいう。
- 十二 登記権利者 権利に関する登記をすることにより、登記上、直接に利益を受ける者をいい、間接に利益を受ける者を除く。
- 十三 登記義務者 権利に関する登記をすることにより、登記上、直接に不利益を受ける登記名義人をいい、間接に不利益を受ける登記名義人を除く。
- 十四 登記識別情報 第22条本文の規定により登記名義人が登記を申請する場合において、当該登記名義人自らが当該登記を申請していることを確認するために用いられる符号その他の情報であって、登記名義人を識別することができるものをいう。
- 十五 変更の登記 登記事項に変更があった場合に当該登記事項を変更する登記をいう。
- 十六 更正の登記 登記事項に錯誤又は遺漏があった場合に当該登記事項を訂正する登記をいう。
- 十七 地番 第35条の規定により一筆の土地ごとに付す番号をいう。
- 十八 地目 土地の用途による分類であって、第34条第2項の法務省令で定めるものをいう。
- 十九 地籍 一筆の土地の面積であって、第34条第2項の法務省令で定めるものをいう。
- 二十 表題登記 表示に関する登記のうち、当該不動産について表題部に最初にされる登記をいう。
- 二十一 家屋番号 第45条の規定により一個の建物ごとに付す番号をいう。
- 二十二 区分建物 一棟の建物の構造上区分された部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるものであって、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第2条第3項に規定する専有部分であるもの(区分所有法第4条第2項の規定により共用部分とされたものを含む。)をいう。
- 二十三 附属建物 表題登記がある建物に附属する建物であって、当該表題登

<法第6条関係>

記がある建物と一体のものとして一個の建物として登記されるものをいう。
二十四 抵当証券 抵当証券法(昭和6年法律第15号)第1条第1項に規定する抵当証券をいう。

第三章 登記記録等

(登記)

第11条 登記は、登記官が登記簿に登記事項を記録することによって行う。

(登記記録の作成)

第12条 登記記録は、表題部及び権利部に区分して作成する。

(地図等)

第14条① 登記所には、地図及び建物所在図を備え付けるものとする。

② 前項の地図は、一筆又は二筆以上の土地ごとに作成し、各土地の区画を明確にし、地番を表示するものとする。

③ 第1項の建物所在図は、一個又は二個以上の建物ごとに作成し、各建物の位置及び家屋番号を表示するものとする。

④ 第1項の規定にかかわらず、登記所には、同項の規定により地図が備え付けられるまでの間、これに代えて、地図に準ずる図面を備え付けることができる。

⑤ 前項の地図に準ずる図面は、一筆又は二筆以上の土地ごとに土地の位置、形状及び地番を表示するものとする。

⑥ 第1項の地図及び建物所在図並びに第4項の地図に準ずる図面は、電磁的記録に記録することができる。

第四章 登記手続

第一節 総則

(当事者の申請又は嘱託による登記)

第16条① 登記は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

② (省略)

(申請の方法)

第18条 登記の申請は、次に掲げる方法のいずれかにより、不動産を識別するために必要な事項、申請人の氏名又は名称、登記の目的その他の登記の申請に必要な事項として政令で定める情報(以下「申請情報」という。)を登記所に提供し

てしなければならない。

- 一 法務省令で定めるところにより電子情報処理組織(登記所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号において同じ。))と申請人又はその代理人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法
- 二 申請情報を記載した書面(法務省令で定めるところにより申請情報の全部又は一部を記録した磁気ディスクを含む。)を提出する方法

第二節 表示に関する登記

(職権による表示に関する登記)

第28条 表示に関する登記は、登記官が、職権ですることができる。

(土地の表示に関する登記の登記事項)

第34条 土地の表示に関する登記の登記事項は、第27条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 一 土地の所在する市、区、郡、町、村及び字
- 二 地番
- 三 地目
- 四 地積

② 前項第3号の地目及び同項第4号の地積に関し必要な事項は、法務省令で定める。

(地番)

第35条 登記所は、法務省令で定めるところにより、地番を付すべき区域(第39条第2項及び第41条第2号において「地番区域」という。)を定め、一筆の土地ごとに地番を付さなければならない。

(建物の表示に関する登記の登記事項)

第44条① 建物の表示に関する登記の登記事項は、第27条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 一 建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番(区分建物である建物にあっては、当該建物が属する一棟の建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番)
- 二 家屋番号
- 三 建物の種類、構造及び床面積
- 四 建物の名称があるときは、その名称

- 五 附属建物があるときは、その所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番（区分建物である附属建物にあつては、当該附属建物が属する一棟の建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番）並びに種類、構造及び床面積
- 六 建物が共用部分又は団地共用部分であるときは、その旨
- 七 建物又は附属建物が区分建物であるときは、当該建物又は附属建物が属する一棟の建物の構造及び床面積
- 八 建物又は附属建物が区分建物である場合であつて、当該建物又は附属建物が属する一棟の建物の名称があるときは、その名称
- 九 建物又は附属建物が区分建物である場合において、当該区分建物について区分所有法第2条第6項に規定する敷地利用権（登記されたものに限る。）であつて、区分所有法第22条第1項本文（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により区分所有者の有する専有部分と分離して処分することができないもの（以下「敷地権」という。）があるときは、その敷地権
- ② 前項第3号、第5号及び第7号の建物の種類、構造及び床面積に関し必要な事項は、法務省令で定める。

（家屋番号）

第45条 登記所は、法務省令で定めるところにより、一個の建物ごとに家屋番号を付さなければならない。

第三節 権利に関する登記

（登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等）

第64条① 登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記は、登記名義人が単独で申請することができる。

② （省略）

● 不動産登記令 [抄]

平成 16. 12. 1 政令第 379 号

（昭和 35 年政令第 228 号不動産登記法施行令の全部改正）

第二章 申請情報及び添付情報

（添付情報）

第7条 登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登

記所に提供しなければならない。

一～四 (省略)

五 権利に関する登記を申請するときは、次に掲げる情報

イ 法第62条の規定により登記を申請するときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報(公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報)

ロ 登記原因を証する情報。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては当該(1)又は(2)に定めるものに限るものとし、別表の登記欄に掲げる登記を申請する場合(次の(1)又は(2)に掲げる場合を除く。)にあつては同表の添付情報欄に規定するところによる。

(以下、省略)

六 前各号に掲げるもののほか、別表の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表の添付情報欄に掲げる情報

第四章 書面を提出する方法による登記申請の手續

(添付情報の提供方法)

第15条 書面を提出する方法(法第18条第2号の規定により申請情報を記載した書面(法務省令で定めるところにより申請情報の全部又は一部を記録した磁気ディスクを含む。)を登記所に提出する方法をいう。)により登記を申請するときは、申請情報を記載した書面に添付情報を記載した書面(添付情報のうち電磁的記録で作成されているものにあつては、法務省令で定めるところにより当該添付情報を記録した磁気ディスクを含む。)を添付して提出しなければならない。この場合において、第12条第2項及び前条の規定は、添付情報を記録した磁気ディスクを提出する場合について準用する。

(申請情報を記載した書面への記名押印等)

第16条① 申請人又はその代表者若しくは代理人は、法務省令で定める場合を除き、申請情報を記載した書面に記名押印しなければならない。

② 前項の場合において、申請情報を記載した書面には、法務省令で定める場合を除き、同項の規定により記名押印した者(委任による代理人を除く。)の印鑑に関する証明書(住所地の市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては、市長又は区長とする。次条第1項において同じ。)又は登記官が作成するものに限る。以下同じ。)を添付しなければならない。

③ 前項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならない。

<法第6条関係>

- ④ 官庁又は公署が登記の嘱託をする場合における嘱託情報を記載した書面については、第2項の規定は、適用しない。
- ⑤ 第12条第1項及び第14条の規定は、法務省令で定めるところにより申請情報の全部を記録した磁気ディスクを提出する方法により登記を申請する場合について準用する。

別表（第3条、第7条関係）

項	登記	申請情報	添付情報
表示に関する登記に共通する事項			
一	表題部所有者の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記	変更後又は更正後の表題部所有者の氏名若しくは名称又は住所	表題部所有者の氏名若しくは名称又は住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市長村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

● 不動産登記規則 [抄]

平成 17. 2. 18 法務省令第 18 号

(明治 32 年司法省令第 11 号不動産登記法施行細則の全部改正)

第二章 登記記録等

第一節 登記記録

(登記記録の編成)

- 第4条①** 土地の登記記録の表題部は、別表一の第一欄に掲げる欄に区分し、同表の第一欄に掲げる欄に同表の第二欄に掲げる事項を記録するものとする。
- ② 建物（次項の建物を除く。）の登記記録の表題部は、別表二の第一欄に掲げる欄に区分し、同表の第一欄に掲げる欄に同表の第二欄に掲げる事項を記録するものとする。
- ③ 区分建物である建物の登記記録の表題部は、別表三の第一欄に掲げる欄に区分し、同表の第一欄に掲げる欄に同表の第二欄に掲げる事項を記録するものと

する。

- ④ 権利部は、甲区及び乙区に区分し、甲区には所有権に関する登記の登記事項を記録するものとし、乙区には所有権以外の権利に関する登記の登記事項を記録するものとする。

第二節 地図等

(地図)

- 第10条①** 地図は、地番区域又はその適宜の一部ごとに、正確な測量及び調査の成果に基づき作成するものとする。ただし、地番区域の全部又は一部とこれに接続する区域を一体として地図を作成することを相当とする特段の事由がある場合には、当該接続する区域を含めて地図を作成することができる。
- ② 地図の縮尺は、次の各号に掲げる地域にあっては、当該各号に定める縮尺によるものとする。ただし、土地の状況その他の事情により、当該縮尺によることが適当でない場合は、この限りでない。
- 一 市街地地域(主に宅地が占める地域及びその周辺の地域をいう。以下同じ。) 二百五十分の一又は五百分の一
 - 二 村落・農耕地域(主に田、畑又は塩田が占める地域及びその周辺の地域をいう。下同じ。) 五百分の一又は千分の一
 - 三 山林・原野地域(主に山林、牧場又は原野が占める地域及びその周辺の地域をいう。以下同じ。) 千分の一又は二千五百分の一
- ③ 地図を作成するための測量は、測量法(昭和24年法律第188号)第二章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により認証され、若しくは同条第5項の規定により指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有すると認められる基準点(以下「基本三角点等」と総称する。)を基礎として行うものとする。
- ④ 図を作成するための一筆地測量及び地積測定における誤差の限度は、次によるものとする。
- 一～三 (省略)
- ⑤ 国土調査法第20条第1項の規定により登記所に送付された地積図は、同条第2項又は第3項の規定による登記が完了した後に、地図として備え付けるものとする。ただし、地図として備え付けることを不相当とする特別の事情がある場合は、この限りでない。
- ⑥ 前項の規定は、土地改良登記令(昭和26年政令第146号)第5条第2項第3号又は土地区画整理登記令(昭和30年政令第221号)第4条第2項第3号の土地の全部についての所在図その他これらに準ずる図面について準用する。

(建物所在図)

- 第11条①** 建物所在図は、地図及び建物図面を用いて作成することができる。
- ② 前項の規定にかかわらず、新住宅市街地開発法等による不動産登記に関する政令(昭和40年政令第330号)第6条第2項(同令第11条から第13条までにおいて準用する場合を含む。)の建物の全部についての所在図その他これに準ずる図面は、これを建物所在図として備え付けるものとする。ただし、建物所在図として備え付けることを不適当とする特別の事情がある場合は、この限りでない。

(行政区画の変更等)

- 第16条の2** 第92条の規定は、地図等について準用する。この場合において、同条第1項中「変更の登記」とあるのは「変更」と、同条第2項中「表題部」とあるのは「地図等」と読み替えるものとする。

第三章 登記手続

第一節 総則

(一の申請情報によって申請することができる場合)

- 第35条** 令第4条ただし書の法務省令で定めるときは、次に掲げるときとする。
- 一～七 (省略)
- 八 同一の登記所の管轄区域内にある一又は二以上の不動産について申請する二以上の登記が、いずれも同一の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記であるとき。
- 九～十 (省略)

第二節 表示に関する登記

(行政区画の変更等)

- 第92条①** 行政区画又はその名称の変更があった場合には、登記記録に記録した行政区画又はその名称について変更の登記があったものとみなす。字又はその名称に変更があったときも、同様とする。
- ② 登記官は、前項の場合には、速やかに、表題部に記録した行政区画若しくは字又はこれらの名称を変更しなければならない。

(地番区域)

- 第97条** 地番区域は、市、区、町、村、字又はこれに準ずる地域をもって定めるものとする。

(地番)

第98条① 地番は、地番区域ごとに起番して定めるものとする。

② 地番は、土地の位置が分かりやすいものとなるように定めるものとする。

(建物)

第111条 建物は、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものでなければならない。

(家屋番号)

第112条① 家屋番号は、地番区域ごとに建物の敷地の地番と同一の番号をもって定めるものとする。ただし、二個以上の建物が一筆の土地の上に存するとき、一個の建物が二筆以上の土地の上に存するとき、その他特別の事情があるときは、敷地の地番と同一の番号に支号を付す方法その他の方法により、これを定めるものとする。

② 附属建物には、符号を付すものとする。

第四節 補則

(登記完了証)

第181条① 登記官は、登記の申請に基づいて登記を完了したときは、申請人に対し、登記完了証を交付することにより、登記が完了した旨を通知しなければならない。この場合において、申請人が二人以上あるときは、その一人（登記権利者及び登記義務者が申請人であるときは、登記権利者及び登記義務者の各一人）に通知すれば足りる。

② 前項の登記完了証は、別記第6号様式により、次の各号に掲げる事項を記録して作成するものとする。

一 申請の受付の年月日及び受付番号

二 第147条第2項の符号

三 不動産番号

四 法第34条第1項各号及び第44条第1項各号(第6号及び第9号を除く。)に掲げる事項

五 共同担保目録の記号及び目録番号(新たに共同担保目録を作成したとき及び共同担保目録に記録された事項を変更若しくは更正し、又は抹消する記号を記録したときに限る。)

六 法第27条第2号の登記の年月日

七 申請情報(電子申請の場合にあっては、第34条第1項第1号に規定する情

報及び第36条第4項に規定する住民票コードを除き、書面申請の場合にあつては、登記の目的に限る。）

⇒ P. 235～240 <第6条関係> ※ 会社法・商業登記等関係法令

会社法の施行に伴い、235頁～240頁に掲載した法令は大幅に改廃された。そこで、住居表示整備事業の周辺法令として資料化すべきと思われる法令・条文(平成25年3月現在)を拾い出して収録したので、ご参照いただきたい。

※ 一部に、「第2条関係」で収録した条文との重複がある。

● 商法 [抄]

明治 32. 3. 9 法律第 48 号

第一編 総則

第三章 商業登記

(通則)

第8条 この編の規定により登記すべき事項は、当事者の申請により、商業登記法(昭和38年法律第125号)の定めるところに従い、商業登記簿にこれを登記する。

(登記の効力)

第9条① この編の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。登記の後であっても、第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときは、同様とする。

② 故意又は過失によって不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗することができない。

(変更の登記及び消滅の登記)

第10条 この編の規定により登記した事項に変更が生じ、又はその事項が消滅したときは、当事者は、遅滞なく、変更の登記又は消滅の登記をしなければならない。

● 会社法 [抄]

平成 17.7.26 法律第 86 号

第一編 総則

第一章 通則

(趣旨)

第1条 会社の設立、組織、運営及び管理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 会社 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。
- 二 外国会社 外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であつて、会社と同種のもの又は会社に類似するものをいう。
- 三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

(法人格)

第3条 会社は、法人とする。

(住所)

第4条 会社の住所は、その本店の所在地にあるものとする。

第二編 株式会社

第一章 設立

(定款の記載又は記録事項)

第27条 株式会社の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 目的
- 二 商号
- 三 本店の所在地
- 四 設立に際して出資される財産の価額又はその最低額
- 五 発起人の氏名又は名称及び住所

第七編 雑則

第四章 登記

(株式会社の設立の登記)

第911条① 株式会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

一 第46条第1項の規定による調査が終了した日(設立しようとする株式会社が委員会設置会社である場合にあっては、設立時代表執行役が同条第3項の規定による通知を受けた日)

二 発起人が定めた日

② (省略)

③ 第1項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的

二 商号

三 本店及び支店の所在場所

四 株式会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め

五 資本金の額

六 発行可能株式総数

七～十二 (省略)

十三 取締役の氏名

十四 代表取締役の氏名及び住所(第22号に規定する場合を除く。)

十五 取締役会設置会社であるときは、その旨

十六～三十 (省略)

(合名会社の設立の登記)

第912条 合名会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる事項を登記してしなければならない。

一 目的

二 商号

三 本店及び支店の所在場所

四 合名会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め

五 社員の氏名又は名称及び住所

六 合名会社を代表する社員の氏名又は名称(合名会社を代表しない社員がある場合に限る。)

- 七 合名会社を代表する社員が法人であるときは、当該社員の職務を行うべき者の氏名及び住所
- 八～十 (省略)

(合資会社の設立の登記)

第913条 合資会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる事項を登記してしなければならない。

- 一 目的
- 二 商号
- 三 本店及び支店の所在場所
- 四 合資会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め
- 五 社員の氏名又は名称及び住所
- 六 社員が有限責任社員又は無限責任社員のいずれであるかの別
- 七 有限責任社員の出資の目的及びその価額並びに既に履行した出資の価額
- 八 合資会社を代表する社員の氏名又は名称（合資会社を代表しない社員がある場合に限る。）
- 九 合資会社を代表する社員が法人であるときは、当該社員の職務を行うべき者の氏名及び住所
- 十～十二 (省略)

(合同会社の設立の登記)

第914条 合同会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる事項を登記してしなければならない。

- 一 目的
- 二 商号
- 三 本店及び支店の所在場所
- 四 合同会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め
- 五 資本金の額
- 六 合同会社の業務を執行する社員の氏名又は名称
- 七 合同会社を代表する社員の氏名及び住所
- 八 合同会社を代表する社員が法人であるときは、当該社員の職務を行うべき者の氏名及び住所
- 九～十一 (省略)

(変更の登記)

第915条① 会社において第911条第3項各号又は前3条各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その本店の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(第2項～第3項 省略)

(支店の所在地における登記)

第930条① 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する支店が本店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該支店の所在地において、支店の所在地における登記をしなければならない。

一 会社の設立に際して支店を設けた場合(次号から第4号までに規定する場合を除く。) 本店の所在地における設立の登記をした日から二週間以内
二～四 (省略)

五 会社の成立後に支店を設けた場合 支店を設けた日から三週間以内

② 支店の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、支店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに支店を設けたときは、第3号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 商号

二 本店の所在場所

三 支店(その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。)の所在場所

③ 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該支店の所在地において、変更の登記をしなければならない。

● 有限会社法

昭和 13. 4. 5 法律第 74 号

※ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17. 7. 26 法律第 87 号）により、有限会社法は廃止された。

● 商業登記法

昭和 38. 7. 9 法律第 125 号

第三章 登記手続

第一節 通則

（当事者申請主義）

第14条 登記は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、当事者の申請又は官庁の嘱託がなければ、することができない。

（当事者出頭主義）

第16条 （削除）

（登記申請の方式）

第17条① 登記の申請は、書面で行わなければならない。

② 申請書には、次の事項を記載し、申請人又はその代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者）若しくは代理人が記名押印しなければならない。

一 申請人の氏名及び住所、申請人が会社であるときは、その商号及び本店並びに代表者の氏名又は名称及び住所（当該代表者が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者の氏名及び住所を含む。）

二 代理人によって申請するときは、その氏名及び住所

三 登記の事由

四 登記すべき事項

五 登記すべき事項につき官庁の許可を要するときは、許可書の到達した年月日

六 登録免許税の額及びこれにつき課税標準の金額があるときは、その金額

七 年月日

八 登記所の表示

③ 会社の支店の所在地においてする登記の申請書には、その支店をも記載しな

なければならない。

- ④ 第2項第4号に掲げる事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）が申請書とともに提出されたときは、前二項の規定にかかわらず、当該申請書には、当該電磁的記録に記録された事項を記載することを要しない。

（行政区画等の変更）

第26条 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はそれらの名称の変更があったときは、その変更による登記があったものとみなす。

第五節 株式会社の登記

（設立の登記）

第47条① 設立の登記は、会社を代表すべき者の申請によってする。

（第2項～第4項 省略）

（支店所在地における登記）

第48条① 本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地においてする登記の申請書には、本店の所在地においてした登記を証する書面を添付しなければならない。この場合においては、他の書面の添付を要しない。

- ② 支店の所在地において会社法第930条第2項各号に掲げる事項を登記する場合には、会社成立の年月日並びに支店を設置し又は移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

→ 第47条第1項及び第48条等の準用

第95条（合名会社）

第111条（合資会社）

第118条（合同会社）

● 商業登記規則

昭和 39. 3. 11 法務省令第 23 号

第一章 登記簿等

(登記簿の編成)

第1条① 商業登記簿（以下「登記簿」という。）は、登記簿の種類に従い、別表第一から第八までの上欄に掲げる各区に区分した登記記録をもって編成する。ただし、外国会社登記簿は、日本に成立する会社で当該外国会社と同種のもの又は最も類似するものの登記簿の種類に従い、別表第五から第八までの上欄に掲げる各区に区分した登記記録をもって編成する。

② 前項の区には、その区分に応じ、別表第一から第八までの下欄に掲げる事項を記録する。

※ 別表 省略

第二章 登記手続

第一節 通則

(申請書の記載等)

第35条① 申請書の記載は、横書きとしなければならない。

② 申請書に記載すべき登記事項は、区ごとに整理して記載するものとする。

③ 申請人又はその代表者若しくは代理人は、申請書が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

④ 前項の契印は、申請人又はその代表者若しくは代理人が二人以上であるときは、その一人がすれば足りる。

(数個の同時申請)

第37条① 同一の登記所に対し同時に数個の申請をする場合において、各申請書に添付すべき書類（法第19条の2に規定する電磁的記録を含む。）に内容が同一であるものがあるときは、一個の申請書のみに通を添付すれば足りる。

② 前項の場合には、他の各申請書にその旨を付記しなければならない。

● 民法

明治 29. 4. 27 法律第 89 号

※ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17. 7. 26 法律第 87 号）により、第三章法人の第 38 条～第 84 条は削除された。

● 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 [抄]

平成 18. 6. 2 法律第 48 号

第一章 総則

第一節 通則

（趣旨）

第1条 一般社団法人及び一般財団法人の設立、組織、運営及び管理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（法人格）

第3条 一般社団法人及び一般財団法人は、法人とする。

（住所）

第4条 一般社団法人及び一般財団法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第二節 法人の名称

（名称）

第5条① 一般社団法人又は一般財団法人は、その種類に従い、その名称中に一般社団法人又は一般財団法人という文字を用いなければならない。

② 一般社団法人は、その名称中に、一般財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

③ 一般財団法人は、その名称中に、一般社団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第六章 雑則
第四節 登記

(一般社団法人の設立の登記)

第301条① 一般社団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

- 一 第20条第1項の規定による調査が終了した日
- 二 設立時社員が定めた日

② 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 主たる事務所及び従たる事務所の所在場所
- 四 一般社団法人の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め
- 五 理事の氏名
- 六 代表理事の氏名及び住所
- 七～十七 (省略)

(一般財団法人の設立の登記)

第302条① 一般財団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

- 一 第161条第1項の規定による調査が終了した日
- 二 設立者が定めた日

② 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 主たる事務所及び従たる事務所の所在場所
- 四 一般財団法人の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め
- 五 評議員、理事及び監事の氏名
- 六 代表理事の氏名及び住所
- 七～十五 (省略)

(変更の登記)

第303条 一般社団法人等において第301条第2項各号又は前条第2項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

● 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 [抄]

平成 18.6.2 法律第 49 号

第一章 総則

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公益社団法人 第4条の認定を受けた一般社団法人をいう。
- 二 公益財団法人 第4条の認定を受けた一般財団法人をいう。
- 三 公益法人 公益社団法人又は公益財団法人をいう。
- 四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

第二章 公益法人の認定等

第一節 公益法人の認定

(公益認定)

第4条 公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができる。

⇒ P.247 <法第7条関係>

● 登録免許税法施行規則 [抄]

昭和42.6.30 大蔵省令第37号

(最終改正：平成24.3.31 財務省令第28号)

(登録免許税の免除を受けるための書類)

第1条 登録免許税法(昭和42年法律第35号。以下「法」という。)第5条に規定する書類は、次の各号に掲げる登記又は登録の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 法第5条第4号に掲げる登記又は登録 その登記又は登録が同号に規定する住居表示の実施又は変更に伴って受けるものであることを証する当該実施又は変更に係る市町村長(特別区の区長を含む。次号において同じ。)の書類
- 二 法第5条第5号に掲げる登記又は登録 その登記又は登録が同号に規定する行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更に伴って受けるものであることを証する当該変更に係る市町村長又は同号に規定する事業の施行者(国及び法別表第二に掲げる者以外の者にあつては、その者が、当該事業の施行について都道府県知事又は市町村長の認可を受けた者であることを当該都道府県知事又は市町村長の証明により明らかにされたものに限る。)の書類

**住居表示台帳の管理が
「紙ベース」から「磁気ディスク」へ**

住居表示台帳の作成、保管について、「紙ベースが原本」としてきた国の方針が変更された。

平成22年4月1日施行の「総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の改正によって住居表示台帳の磁気ディスク管理が法律的に承認され、「情報通信技術利用法」の趣旨に沿って促進されるべきものとなった。

住居表示台帳の、紙ベースに代わる磁気ディスク管理についての法律構成を確認する資料として、関係法令・条文を抽出したので参考にされたい。

● **行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 [抄]**

平成14.12.13 法律第151号

(目的)

第1条 この法律は、行政機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。
- 二 行政機関等 次に掲げるものをいう。

(省略)

- 三 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の

- 有体物をいう。
- 四 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- 五 電磁的記録 電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- 六 申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知（訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続（次号から第9号までにおいて「裁判手続等」という。）において行われるものを除く。）をいう。
- 七 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）をいう。
- 八 縦覧等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。
- 九 作成等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。
- 十 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電磁的記録による縦覧等）

- 第5条①** 行政機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。
- ② 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

- 第6条①** 行政機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。
- ② 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する法令の規定に規定する書面等により行わ

れたものとみなして、当該作成等に関する法令の規定を適用する。

- ③ 第1項の場合において、行政機関等は、当該作成等に関する他の法令の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(地方公共団体の手続に係る情報通信の技術の利用の推進等)

第9条① 地方公共団体は、地方公共団体に係る申請、届出その他の手続における情報通信の技術の利用の推進を図るため、この法律の趣旨にのっとり、当該手続に係る情報システムの整備及び条例又は規則に基づく手続について必要な措置を講ずることその他の必要な施策の実施に努めなければならない。

- ② 国は、地方公共団体が実施する前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

● **総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 [抄]**

平成 15. 3. 24 総務省令第 48 号)

(最終改正：平成 22. 4. 1 総務省令第 42 号)

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 3 条第 1 項及び第 4 項、第 4 条第 1 項及び第 4 項、第 5 条第 1 項並びに第 6 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を次のように定める。

(趣旨)

第1条 総務省関係法令に規定する手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(以下「情報通信技術利用法」という。)第 3 条から第 6 条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令に特段の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この省令は、別表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく手続等について適用する。

(電磁的記録による縦覧等)

第6条 行政機関等は、情報通信技術利用法第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第7条 行政機関等は、情報通信技術利用法第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該書面等に記載すべき事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

別表(第3条関係) [抄]

法令名	条項
住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）	第9条第1項

